第二千八百六十六号

 \exists

平成三十一年 三月七日

平成三十一年三月七日

曜

指定を撤回する区域 中巨摩郡昭和町清水新居字小松田二百八十二番二の一部 山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基

木 準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物

山梨県告示第五十四号

部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。 出をしなければならない区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境 特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、 土地が

平成三十一年三月七日

指定する区域 中巨摩郡昭和町清水新居字小松田二百八十二番二の一部 山梨県知事 長 幸 太 郎

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基 準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物

山梨県告示第五十五号

とおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。その関 ら平成三十一年三月二十八日まで一般の縦覧に供する。 係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日か 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の二第二項の規定に基づき、次の

平成三十一年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類

三 道路の区域

路

線名

割子切石線

区 間 (メートル) 延 六一五・八 三月七日 指定する期 年

目 次

示

○自動車専用道路の指定…………………………………………………………………七七 ○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定………………………七七 ○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の撤回………………………………七七 ○道路の供用開始(二件)………………………………………………………………七八 七八

○一般競争入札について…………………………………………………七八 ○平成三十一年度技能検定(随時実施する二級、三級及び基礎級)の実施…………八五 ○平成三十一年度前期技能検定の実施………………………………………………………八二 ○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出…………………………八一

人事委員会

○第九十三回(二千十九年度)山梨県警察官採用試験Aの第一次試験試験会八九

告 示

山梨県告示第五十三号

は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧 じ、又は生ずるおそれがなくなったと認めるため、その指定を撤回する。その関係図面 年法律第五十三号)第六条第一項第二号に定める当該汚染による人の健康の被害が生 県告示第二百九十九号により指定した区域の全部について、土壌汚染対策法 防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として平成三十年山梨 に供する。 土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を (平成十四

Ш